

平成26年12月11日  
消費者庁

## 特定商取引法に基づく行政処分について

本日、中部経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中部経済産業局長が実施したものです。

平成26年12月11日  
中部経済産業局

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する  
業務停止命令について

- 中部経済産業局は、床下基礎補修や床下換気扇設置などの床下補修関連工事などの訪問販売を行っていた株式会社グッドホーム（登記上：名古屋市中区、実質上：名古屋市港区）に対し、本日、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、平成26年12月12日から平成27年9月11日までの9か月間、訪問販売に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- 認定した違反行為は、契約書面虚偽記載、不実告知です。
- 処分の詳細は、別紙のとおりです。
- なお、同社は、当局の特定商取引法第66条第1項に基づく立入検査を拒んだことから、愛知県警に告発しました。
- 本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中部経済産業局長が実施したものです。

1. 株式会社グッドホーム（以下「同社」という。）は、過去に床下換気扇設置工事等を行ったことがある消費者の名簿を元に、自宅に電話を入れ、「床下を点検します」などと言って、消費者宅訪問の了承を取りつけて、床下等に入り込み、「床下補強をした方がいい」、「床下換気扇が壊れています」などと不実を告げて、床下基礎補修工事、床下換気扇設置・交換工事などの床下補修関連工事（以下「本件役務」という。）の訪問販売を行っていました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

- (1) 同社は、訪問販売に係る本件役務契約を締結した際、交付した当該役務契約の内容を明らかにする書面に、事実と異なる役務提供事業者の名称及び代表者の氏名を記載していました。

(契約書面虚偽記載)

(2) 同社は、訪問販売に係る本件役務契約の締結を勧誘するに際して、床下の基礎部分や床下の換気などについて特に工事の必要性がないにもかかわらず、「床下の換気口付近の何か所かにコンクリートのヒビ割れがあります。コンクリート壁がはがれ落ちています。耐震工事をした方がいいです。」、「床下の補強をした方がいいところが何か所かあったので、ついでにやらせてもらえませんか。」、「床下に乾燥剤をまいただけでは効果がでないので、床下換気扇を設置した方がいい。」、「電気工事のやり方が悪い。」、「火事にならないのが不思議だ。」などと、あたかも工事の必要があるかのように不実のことを告げていました。

(不実告知)

3. なお、同社は、当局の特定商取引に関する法律に基づく立入検査を正当な理由なく拒んだため、平成26年12月10日、愛知県警察に対し、告発を行いました。

4. また、以下の事業者は、同社と組織的関係を有していることから、併せて公表します。

名 称：株式会社Jテック

(平成25年10月1日にグッドホーム株式会社から商号変更)

代表者：代表取締役 尾上 政名

所在地：(登記上) 名古屋市中区錦三丁目3番17号

田中ビル2F

(実質上) 名古屋市港区七番町五丁目3番地の1

エルメゾン東海通102

資本金：1000万円

設 立：平成13年9月5日

同社との関係：

株式会社Jテック(以下、「Jテック」という。)は、同社が消費者と契約した本件役務に係る工事の施工を請け負っている。Jテックは、実質上の事務所が同社と同じであり、Jテックの代表取締役尾上政名は、同社の営業担当として消費者と本件役務の契約を締結している。また、同社の代表清算人小山紀生は、Jテックに商号変更する前のグッドホーム株式会社において社員として雇用されていた。

【本件に関する御相談先】

本件に関する御相談につきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御相談ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

(別紙)

## 株式会社グッドホームに対する行政処分の概要

### 1. 事業者の概要

- (1) 名 称：株式会社グッドホーム
- (2) 代 表 者：代表清算人 小山 紀生
- (3) 所 在 地：(登記上) 名古屋市中区新栄一丁目10番9号  
K squareビル1A号室  
(事実上) 名古屋港区七番町五丁目3番地の1  
エルメゾン東海通102
- (4) 設 立：平成24年10月23日
- (5) 取引類型：訪問販売
- (6) 取扱役務：床下基礎補修工事及び床下換気扇設置・交換工事などの床下補修関連工事

### 2. 取引の概要

株式会社グッドホーム（以下「同社」という。）は、消費者の住居を訪問し、床下基礎補修工事、床下換気扇設置・交換工事などの床下補修関連工事（以下「本件役務」という。）を契約するように勧誘し、当該消費者の住居において本件役務の契約を締結していた。

### 3. 行政処分の内容

#### 業務停止命令

##### ①内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア. 同社の行う訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ. 同社の行う訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ. 同社の行う訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

##### ②停止命令の期間

平成26年12月12日から平成27年9月11日まで（9か月間）

### 4. 命令の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 契約書面虚偽記載（特定商取引法第5条第1項）

同社は、訪問販売に係る本件役務契約を締結した際、交付した当該役務契約の内容を明らかにする書面に、事実と異なる役務提供事業者の名称及び代表者の氏名を記載していた。

(2) 不実告知（特定商取引法第6条第1項第6号）

同社は、訪問販売に係る本件役務の契約締結を勧誘するに際して、床下の基礎部分や床下の換気などについて特に工事の必要性がないにもかかわらず、「床下の換気口付近の何か所かにコンクリートのヒビ割れがあります。コンクリート壁がはがれ落ちています。耐震工事をした方がいいです。」、「床下の補強をした方がいいところが何か所かあったので、ついでにやらせてもらえませんか。」、「床下に乾燥剤をまいただけでは効果がでないので、床下換気扇を設置した方がいい。」、「電気工事のやり方が悪い。」、「火事にならないのが不思議だ。」などと、あたかも工事の必要があるかのように不実のことを告げていた。

5. 勧誘事例

【事例1】

平成25年12月、同社の営業員Xは、消費者A宅を突然訪問し、「縁の下は湿気がたまりやすいから乾燥剤をまいたほうがいいです。」と言った。Aが「そうですか。それならやった方がいいのでしょうか。」と言ったところ、Xは「それはそうですよ。家が長持ちします。ちょっと見てみましょうか。」と言って家に入り込み、床下の様子をデジタルカメラに撮影し、A宅のテレビに映して見せた。Aは、この辺の土地は湿気るようなところではないと思ったが、「用心のためお願いします。」と言い、契約した。

約1週間後の工事の日、AがXにお金を払うとXは領収書を書き出すと言って、A宅に上がり「床下に潜って薬をまいたけど、床下の補強をした方がいいところが何か所かあったので、ついでにやらせてもらえませんか。」と言って基礎補修工事も勧めてきた。Aは床が落ちても困ると思い承諾すると、Xは「年内に終わった方がいいので、明日からすぐやります。」と言って、翌日から工事が始まり年内に工事が終わった。

平成26年1月、XはA宅を訪問し工事のあとの様子を聞いた後、「床下に乾燥剤をまいただけでは効果がでないので、換気扇を取り付けた方がいいのですが。」と言って、今度は換気扇設置工事を勧誘した。Aは、やりかけた工事だから完全なほうがいいと考え、契約することにした。換気扇設置工事が始まり、工事の音がしたことから同居している家族の知るところとなった。

その後、消費生活センターに電話をかけて相談し、本当に必要な工事かどうか確認するため、建築士に家を見てもらったところ、「床下補強などは、お宅は鉄筋なので、必要ないし、補強などしても何の役にもたっていない。」と言われた。

### 【事例 2】

平成 25 年 12 月、消費者 B 宅に「床下換気扇の点検に伺います。メーカーが長く行っていないので寄せてもらいます。」と電話があり、換気扇を取りつけてくれたメーカーが点検してくれるなら断る理由がない、と思い、B の妻が来訪の返事をした。

後日、同社の営業員 Y が B 宅に訪問し、応対した B の妻は Y の話から、同社が換気扇を設置した会社と関係があると思い床下換気扇の点検をしてもらい、点検後、デジタルカメラで撮影した床下の状況を見せられ説明を受けたが、B が不在だったので翌日来てもらうことにした。

翌日、Y は B 宅を訪問し、B に前日撮影したデジタルカメラをテレビにつないで見せ、「床下の換気口付近の何か所かにコンクリートのヒビ割れがあります。コンクリート壁がはがれ落ちています。耐震工事をした方がいいですよ。」「給気の換気扇が 1 台しかないのですが、給気の換気扇をもう 1 台増やした方がほうがいいのですが、1 台増やすと両方を保とうとして取りつけてある換気扇が故障を起こす可能性がありますので、換気扇を全部新しくした方がいいです。」と言って、床下基礎補修工事や床下換気扇の交換設置工事を勧めた。

B は、不安に思ったものの、工事金額が余りにも高額で、工事も正規な内容かどうかわからなかったため、その時には契約はしなかった。

しかし、Y から床下の異常を指摘され、心配になってきた B は勧誘を受けた次の日に床下の基礎補修工事を契約することにした。

### 【事例 3】

消費者 C 宅は数年前前に株式会社〇〇と白蟻消毒と床下換気扇設置工事の契約をしており、年に 2 回ほど株式会社〇〇の営業員が C 宅を訪れていた。

平成 26 年 1 月、同社の営業員 Z から C 宅に電話があり、C の夫の D が電話に出たところ、Z は「私どもは床下換気扇の工事を専門にやっています。株式会社〇〇は白蟻の技術は立派なのですが、床下換気扇に関しては全く分らないと思います。」「外からでいいので床下を見せて

欲しい。」と言った。DはZが株式会社〇〇には床下換気扇について知識がないようなことを言ったため、外からみるだけならいいかという気持ちになり、訪問を承諾した。

1週間程経った頃、Dが家の外に出たところ作業服を来たZが立っていた。ZはDに「床下を見せてください。」「外からじゃ分らない、床下を見てみないと。」と言い、電話で約束した内容と違うことを言ってきたため、Dは「それなら結構です。」と断ったが、Zは「老朽化していることもあるからぜひ検査させてください。」「電話で予約とって、せっかくわざわざ来たんだから検査させてください。」と言って家の中に入ってきた。

Zは家の中にいたCに、「縁の下を見せてください。どこから入れますか。」と言って、デジタルカメラを持って台所にある点検口から床下に入って行った。その後、床下から出て来たZはC宅のテレビにデジタルカメラを勝手につなげ、床下換気扇の画像をCとDに見せると、「株式会社〇〇は電気工事のやり方が悪い。」「火事にならないのが不思議だ。」と言って、床下換気扇交換工事を勧めてきた。

Cは一人で留守番をしているときに火事になったら困ると不安になり、床下換気扇交換工事の契約をすることにした。その後、Zは「施工担当に連絡して日を決めます。」と言って電話をかけ始めると、「早いほうがいい。次の週の土曜日に工事に来る。すぐ決めてください。」と言い出し、施工日を決めて帰って行った。

Zが帰った後、CとDはZが工事を急ぐことなどで不安になり、翌日株式会社〇〇に電話をかけたところ、「そんな変な工事はしてありません、契約は必要ありません。」と説明があったため、近所の消費者相談窓口で相談し、クーリング・オフの手続きを取ることにした。